会 津 大 学 受 託 研 究 取 扱 規 程

（平成１８年　４月　１日規程第５９号）

（趣旨）

第１条　この規程は、会津大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱い等に関して必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 受託研究

外部からの委託を受けて行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

(2) 所属長

本学の受託研究担当者が所属する部門、センター及び企画運営室の長をいう。

（受入れの基準）

第３条　受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ教育研究に支障が生ずるおそれがないと認められる場合に限り、受け入れることができる。

２　受託研究に要する経費は、第２条第１項に規定する研究遂行のために必要となる直接的な経費（以下「直接経費」という）及び間接経費（直接経費の１０％を標準とする）とする。

（受入れの条件）

第４条　受託研究を受け入れる場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することができないこと。

(2) 受託研究の結果として工業所有権等（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利を受ける権利をいう。）が生じた場合、委託者に対してこれらを無償で使用させ又は譲渡することはできないこと。ただし、研究交流促進法（昭和６１年５月２０日法律第５７号）第７条の規定に準じて、受託研究の委託者の申し出により、受託研究の成果に係る大学有の特許権又は実用新案権について、その持分の割合の２分の１を超えない範囲で、当該受託研究の委託者に譲与することができること。

(3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、返還しないこと。

(4) 受託研究の遂行上必要な場合には、民間機関等からその所有に係る設備を搬入することが困難である場合には、研究上必要な範囲内で、当該設備が所在する施設において研究を行うことができること。

(5) やむをえない理由により受託研究を中止し又はその期間を延長する場合においては、本学はその責を負わないこと。

(6) 委託者は、受託研究に要する経費を、当該研究の開始前に納付すること。

(7) 納付された受託研究に要する経費は、原則として返還しないこと。

(8) その他学長が必要と認めること。

（受託研究の申込等）

第５条　受託研究を本学に委託しようとする者は、受託研究申込書（様式第１号、以下「申込書」という。）を所属長に提出するものとする。

２　所属長は、申込書を受理したときは、すみやかに意見書（様式第２号）を添付して学長に提出しなければならない。

（受託研究の受入れの決定）

第６条　学長は、受託研究の申込みがあったときは、会津大学共同研究等受入審査委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、当該研究の受入れを決定するものとする。

（受入れ決定の通知等）

第７条　学長は、受託研究の受入れを決定したときは、次に掲げる者に通知するものとする。

(1) 受託研究申込者（受託研究受入決定通知書（様式第３号）による）

(2) 受託研究担当者（所属長を経由する）

２　学長は、前項第１号の通知を行った後、すみやかに受託研究契約書（様式第４号）により契約を締結しなければならない。

３　学長は、受託研究契約を締結後すみやかに所属長を経由して受託研究担当者に通知するものとする。

４　受託研究担当者は、研究を開始した後すみやかに受託研究実施計画書（様式第５号）を所属長を経由して学長に提出するものとする。

（研究の中止又は延長）

第８条　受託研究担当者は、受託研究を中止し又はその期間を延長する必要が生じたときは、すみやかに所属長を経由して学長に報告するものとする。

２　学長は、前項の報告があったときは、委員会の意見を徴し、やむをえないと認める場合は、当該受託研究を中止し又はその期間を延長することを決定することができる。

３　学長は、前項の規定により受託研究を中止し又はその期間を延長することを決定した場合は、受託研究中止・期間延長決定通知書（様式第６号）により、委託者に通知するものとする。

（研究の完了報告）

第９条　受託研究担当者は、受託研究を完了したときは、受託研究完了報告書（様式第７号）により、所属長を経由して学長に報告するものとする。

２　委託者に対する受託研究の経過、完了等の報告は学長が行うものとする。

（特許権等の承継）

第１０条　大学は、会津大学教員等の職務発明に関する規程（以下「職務発明規程」とい

う。）の定めにより、受託研究の結果生じた発明に関する特許を受ける権利又は特許権（以下「特許権等」という。）を承継することができる。

２　前項の場合において、受託研究は職務発明規程第３条第１号に定める「大学から特別の研究経費を受けて行った研究」とみなすものとする。

３　大学が承継した特許権等の実施については、会津大学共同研究取扱規程（以下「共同研究規程」という。）第１３条第１項、第３項及び第４項の規定を準用する。この場合において、共同研究規程第１３条第１項及び第３項において「民間機関等」とあるのは、「受託研究の委託者」と読み替えるものとする。

（実用新案権等への準用）

第１１条　前条の規定は、受託研究の結果生じた実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利を受ける権利について準用する。

２　受託研究により作成されたデータベース及びプログラムに関する著作権の取扱いは、「会津大学の教員等が作成したデータベース等の取扱いについて」に定めるところによる。

（受入れの特例）

第１２条　委託者が国の機関もしくは政府関係機関又は地方公共団体もしくはこれに準ずる団体であるときは、この規程にかかわらず当該機関等の定める要綱等に基づき受託研究を受入れることができるものとする。

（補則）

第１３条　この規程に定めるもののほか、受託研究の受入れ等に関して必要な事項は、学長が定める。

附　則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、２０１７年１２月２０日から施行する。